



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 告示

669 令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（情報政策課）	1
670 橋本市吉原土地改良区の役員の就退任	（農業農村整備課）	4
671 七郷井土地改良区の役員の就退任	（ " ）	4
672 大池下土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	5
673 安楽川井土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	5
674 七郷井土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	5
675 天野土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	5
676 九度山町安田島土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	6
677 川辺町周辺土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	6
678 保安林の指定施業要件の変更	（森林整備課）	6
679 道路の位置の指定	（都市政策課）	6

○ 公告

入札公告	（情報政策課）	6
------	---------	---

告 示

和歌山県告示第669号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であるこ

と。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 通商産業大臣（（キ）又は（ク）に係るものに限る。）又は経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) プロジェクトマネージャ

(イ) ネットワークスペシャリスト

(ウ) データベーススペシャリスト

(エ) ITサービスマネージャ

(オ) システム監査技術者

(カ) 情報セキュリティスペシャリスト

(キ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(ク) システム運用管理エンジニア

ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ 2の(5)に掲げる資格審査調書

タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで、コ、サ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年5月8日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年5月11日（月）午前9時から同月20日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年5月11日（月）から同月26日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和2年5月26日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和2年5月29日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	美濃利彦	橋本市柏原413番地の5
理事	西川昇	橋本市吉原648番地
理事	田中源一	橋本市吉原657番地
理事	西川寛	橋本市吉原535番地
理事	小嶋永二	橋本市吉原491番地
理事	松岡孝秋	橋本市吉原843番地の1
理事	西川邦昭	橋本市吉原474番地
理事	田中克典	橋本市吉原752番地
理事	美濃勤	橋本市吉原759番地
理事	西川義高	橋本市吉原569番地
監事	松本豊明	橋本市吉原803番地の1
監事	面川元人	橋本市野538番地の17

2 就任した役員（令和2年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	吉田敏郎	橋本市吉原761番地の8
理事	田中源一	橋本市吉原657番地
理事	西川寛	橋本市吉原535番地
理事	小嶋永二	橋本市吉原491番地
理事	松岡孝秋	橋本市吉原843番地の1
理事	西川邦昭	橋本市吉原474番地
理事	田中克典	橋本市吉原752番地
理事	美濃勤	橋本市吉原759番地
理事	西川義高	橋本市吉原569番地
理事	面川元人	橋本市野538番地の17
監事	松本豊明	橋本市吉原803番地の1
監事	吉田長司	橋本市吉原397番地の4

和歌山県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	前田秀樹	伊都郡かつらぎ町大字新田18番地
理事	阪口廣宣	伊都郡かつらぎ町大字大谷1119番地

理事	北浦比左志	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町343番地
理事	長坂安雄	伊都郡かつらぎ町大字教良寺81番地
理事	津守富久	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地
理事	家始道典	伊都郡かつらぎ町大字大藪121番地
理事	岸岡福三	伊都郡かつらぎ町大字佐野559番地
監事	山口紀和	伊都郡かつらぎ町大字三谷1512番地
監事	岸田泰明	伊都郡かつらぎ町大字佐野822番地の1

2 就任した役員（令和2年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	前田秀樹	伊都郡かつらぎ町大字新田18番地
理事	森田賢治	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町342番地
理事	津守富久	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地
理事	長坂安雄	伊都郡かつらぎ町大字教良寺81番地
理事	西林成己	伊都郡かつらぎ町大字蛭子5番地
理事	堀幸朝	伊都郡かつらぎ町大字大谷226番地
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	岸岡福三	伊都郡かつらぎ町大字佐野559番地
監事	山口紀和	伊都郡かつらぎ町大字三谷1512番地
監事	岸田泰明	伊都郡かつらぎ町大字佐野822番地の1

和歌山県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大池下土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安楽川井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、七郷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、天野土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、九度山町安田島土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川辺町周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第679号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3517	田辺市上秋津字門田1718番1の一部、1719番1の一部	田辺市上秋津1582番地 株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 2.4.23	6.00	37.10

公 告

入 札 公 告

令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 業務の名称

令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借

(3) 業務の内容

行政事務用パソコン等を管理するシンクライアントシステムの構築及び必要な機器等の賃貸借

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和2年和歌山県告示第669号に規定する令和2年度和歌山県第四期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

令和2年5月8日（金）から同年6月17日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和2年5月11日（月）午前9時から同月20日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和2年6月18日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年6月18日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of the fourth integrated-use/security infrastructure ; Lease of equipment, etc ; 1 Complete System

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 18 June 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 18 June 2020)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp